

## 羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園の設計・施工に関する協定（案）

大田区（以下「甲」という。）、羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備・維持管理・運営事業を行うグループ構成企業である〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇（以下「乙」という。）及び甲が別途委託契約する設計照査・工事監理業務委託者（以下「丙」という。）は、甲及び乙が令和〇年〇月〇日に締結した「羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備・維持管理・運営事業基本協定」第5条第9項に基づき、DB対象公園施設の設計・施工及び特定公園施設の設計・施工の実施にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本事業対象地は、鉄道地下施設及び地下埋設物等があるため、近接施工への影響を最小限とすることが必須となると同時にそれらの所有者等との設計協議・施工協議も必須となる。本協定は、甲乙丙の相互協力体制について定めることにより、乙が設計・施工する羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園（以下「本公園」という。）の整備を円滑に進めることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本協定における適用範囲は、次の各号に定めるところとする。

- （1）乙が整備する本公園の DB 対象公園施設及び特定公園施設の設計・施工に関わる設計照査、工事監理及び品質管理、出来形管理、写真管理に関する事項
- （2）羽田空港跡地地区土地区画整理事業の調整に関する事項
- （3）国土交通省東京航空局、鉄道事業者及び埋設物企業者等との関係機関協議に関する事項

### （乙の構成企業の役割分担）

第3条 本公園の設計・施工について、乙の役割分担は以下のとおりとする。

業務名	担当企業
設計業務	[担当企業名]
DB対象公園施設建設業務	[担当企業名]
特定公園施設建設業務	[担当企業名]

2 乙の代表企業である〇〇〇は、本公園の設計・施工が円滑に実施されるよう、甲、丙及び前項の各担当企業との全体調整を行うこととする。

(甲乙丙の役割分担)

第4条 本協定において、甲乙丙の役割分担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 甲は、乙の設計内容及び施工内容を確認するため、丙に設計照査業務及び工事監理業務を委託する。
- (2) 丙は、前項に掲げる業務の成果を、業務の節目ごとに甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、本公園施設の設計、施工について、甲の指示又は指導を受け、必要に応じて設計及び施工内容を修正する。なお、丙は甲の技術的支援を行う。
- (4) 鉄道外部計測機器設置及び計測報告は丙が行うこととし、その計測結果によって施工内容の修正が必要となった場合は、甲乙丙協議のうえ、乙は施工内容を修正する。
- (5) 本公園整備の円滑化を図るために、乙は、本公園施設の設計・施工に係る定例会議等を主催者及び事務局となり開催し、甲及び丙はこれに出席する。ただし、設計に係る会議については、定例会議とせず、必要に応じて開催する。

(用語の定義)

第5条 本協定において、次に掲げる用語の定義は、各号に記載のとおりとする。

- (1) 指示 DB対象公園施設の設計・施工及び特定公園施設の設計業務の遂行にあたり必要な事項について、設計及び工事が円滑に進むよう実施させる行為
- (2) 指導 特定公園施設の施工業務の遂行にあたり必要な事項について、助言等の非権力的な手段で設計及び工事が円滑に進む方向へ誘導する行為
- (3) 指示等 指示又は指導

(指示等の方法)

第6条 本協定において、甲から乙への指示等の方法は、次の各号に定めるところによるものとし、乙はその指示等に従うこととする。

- (1) 甲は乙に対して、指示等する場合は、書面により行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、甲は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に口頭で行った指示等については、その内容を書面に記載し、速やかにこれを乙に交付するものとする。
- (3) 甲、乙及び丙は、本協定書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

2 前項各号による指示等を甲に代わって丙が行う場合は、甲の承諾を得て行うものとし、指示等の方法は前項第1号及び第2号に記載のとおりとする。

(賠償責任)

第7条 乙は、甲及び丙の指示等の履行に関して、甲、丙又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責により損害の賠償を負わなければならない。ただし、甲又は丙に責がある場合はこの限りではない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

以上を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙がそれぞれ署名又は記名押印の上、各自が各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
大田区長 鈴木 晶雅

乙 グループ構成企業

代表企業 ●●●●

設計業務担当企業 ●●●●

DB 対象公園施設建設業務担当企業 ●●●●

特定公園施設建設業務担当企業 ●●●●

丙 ●●●●